

令和8年度 第1回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和8年5月19日（火） 9時50分～10時50分
場所	精華町役場 4階 404会議室
出席委員	<p>委員長 岩橋 威夫（副町長）※副委員長（木村事業部長）は、他の公務により欠席</p> <p>委員 浦本 佳行（総務部長）、西川 和裕（総務部次長）、久保 正尚（住民部長）、田原 孝一（住民部次長）澤田 和郊（健康福祉環境部長）、上野 明子（健康福祉環境部次長）、山本 勝己（事業部次長）、松井 克浩（教育部長）、塚田 寛（上下水道部長）、柴田 真吾（上下水道部次長）、今井 清（消防長）</p>
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出（松井委員を選出） 4. 閉会
検証対象案件	令和8年1月1日～令和8年3月31日に契約締結された予定価格200万円以下の建設工事及び除草、剪定その他の工事に準ずる修繕案件に関する業務
抽出案件一覧	<p>【①令和7年度 精華西中学校音楽室空調設備更新工事（学校教育課）】</p> <p>【②精華町庁舎4階利活用整備工事に係る中央監視設備接続工事（営繕室）】</p> <p>【③令和7年度 狛田東配水池仮設電気設備撤去等工事（上下水道課）】</p>
検証件数	建設工事等の案件から3件（随意契約3件） ※対象件数5件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	<p>● 検証案件</p> <p>① 令和7年度 精華西中学校音楽室空調設備更新工事</p>			
<p>意見・質問</p> <p>・ 予定価格の設定方法、積算用の見積もりの徴取先は。</p> <p>・ 今回、3者ほどかなり高い見積もりになっており、見積もり金額に開きがある。契約期間が短くなったことによって、人件費増を招くなどして、金額に差が出たのではないか。</p> <p>・ 当該業者に見積もりを依頼することとした基本的な考え方はあるか。</p>	<p>回答等</p> <p>(株)モリタ電化において見積もりし、予定価格はその内容をもとに単価を載せ替えて、公共工事の積算基準等に基づいて設計した。</p> <p>今回は、あくまで緊急対応であった。計画修繕ではない。また、夏を見据えると、年度末の予算残額で施工する必要があった。</p> <p>電気工事の案件は、学校ではかなり多いため、業者がなるべく偏ることがないように、見積もり依頼を実施している。</p>			
<p>② 精華町庁舎4階利活用整備工事に係る中央監視設備接続工事</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 1503 887 1975"> <p>意見・質問</p> <p>・ 高落札案件であり、1者随意契約で当該業者しか施工できないということであるが、設計の妥当性はどう担保しているのか。</p> <p>・ 他の業者でやってもらったら、どれくらいの費用になるか。価</p> </td> <td data-bbox="887 1503 1437 1975"> <p>回答等</p> <p>日新ネットワークス(株)しか施工できない部分は、当該業者の見積もりを採用し、配線等については、京都府の単価を採用しており、結果的に予定価格に近い金額の見積りとなった。</p> <p>システム改修に関しては、刊行物等には載っていないので分からない</p> </td> </tr> </table>		<p>意見・質問</p> <p>・ 高落札案件であり、1者随意契約で当該業者しか施工できないということであるが、設計の妥当性はどう担保しているのか。</p> <p>・ 他の業者でやってもらったら、どれくらいの費用になるか。価</p>	<p>回答等</p> <p>日新ネットワークス(株)しか施工できない部分は、当該業者の見積もりを採用し、配線等については、京都府の単価を採用しており、結果的に予定価格に近い金額の見積りとなった。</p> <p>システム改修に関しては、刊行物等には載っていないので分からない</p>
<p>意見・質問</p> <p>・ 高落札案件であり、1者随意契約で当該業者しか施工できないということであるが、設計の妥当性はどう担保しているのか。</p> <p>・ 他の業者でやってもらったら、どれくらいの費用になるか。価</p>	<p>回答等</p> <p>日新ネットワークス(株)しか施工できない部分は、当該業者の見積もりを採用し、配線等については、京都府の単価を採用しており、結果的に予定価格に近い金額の見積りとなった。</p> <p>システム改修に関しては、刊行物等には載っていないので分からない</p>			

<p>格の適正性について、評価する必要はある。</p> <p>・ 予め中央監視設備接続に係る見積もりを聴取し、庁舎4階工事を落札した業者から、システム業者に頼んでもらうことは、検討可能だったのではないかと。つまり、元請けの下請けに日新ネットワークス(株)が入ってもらえば良かったのではないかと。事務の簡素化にもつながると考える。</p>	<p>が、システム部分は、庁舎4階工事の中で触れなかったのが現状である。施工中に業者とは協議したが、やはり日新ネットワークス(株)しか分からないということであった。責任分岐点の問題もあった。</p>
--	---

③令和7年度 狛田東配水池仮設電気設備撤去等工事

意見・質問	回答等
<p>・ 狛田東配水池築造の際に、仮設の撤去費用を見ていなかったのか。</p> <p>・ 予定価格の適切性についてはどうか。</p>	<p>撤去時期の見通しが立っていなかったため、築造時に費用としては入れることができなかった。京阪電鉄不動産(株)に確認したが、時期未定との回答であった。当時は、配水池としての竣工に伴い、まずは設備の稼働が必要であった。</p> <p>国の積算基準に基づいて積算した。材料費は物価本から算出し、物価本にないものについては見積もりを徴取した。</p>